

～ 1997 年度決算との比較～

単位：% (対 GDP 比率) / 括弧内 () は兆円

歳出 GDP 対比 30%の内、約 6 割は社会保障
 関連費 (年金 (利払い含む)・医療・扶助費・恩給
 費)。充実したセイフティ・ネット。
 公共事業は現在の 3 分の 1 以下
 (主要先進国並の GDP 比 2 %程度とする)。
 地方政府の歳出は 100%自主財源で賄う。
 年金財源は税。医療財源のみ社会保険料。

【一般歳出】
 ・防衛費・経済協力費は現状維持。
 ・恩給費、その他行政経費は 1997 年度決
 算対比 20%削減。(恩給費は対象者自
 然減。行政経費は、公務員給与は GDP
 対比 0.4%、司法・研究助成各 0.2%)
 ・ナショナル・ミニマムとしての扶助費
 は地方から中央政府の歳出に移す。
 ・社会資本整備は全て地方政府負担へ。
 ・地方交付税交付金は廃止。
 ・補助金・助成金業務 (農業、中小企業、
 エネルギー開発、私学振興等) は原則廃止。
 ・国立大学・病院は法人化、独立採算を
 原則とし、職員は非公務員とする。

【利払い】
 国・地方の債務 約 645 兆円
 年金積立不足額 約 500 兆円
 (新規国債発行分)
 債務残高 約 1100 兆円 (GDP 対比 220%)
 GDP 対比 220%以内に抑えるために
 GDP 対比 220% (債務残高) × 2% (国
 債利率 - 名目成長率) = 4.4%
 (毎年の利払い)

【年金】
 ・公的年金は給付開始年齢 65 歳。10 万
 円 / 人・月の基礎年金のみ。賦課方式
 で運営。
 ・2 階部分 (報酬比例部分) は民営化。
 ・積立不足約 500 兆円 (厚生省試算等)
 は国債発行で処理。

【地方政府】
 ・少子化による教員数の削減や不要行
 政事務の整理等により、人件費等一般
 経費は 1997 年度決算対比 20%削減。
 ・社会資本整備は全て地方政府の負担
 で行なう。主要先進国並の対 GDP 比
 2%現在の 3 分の 1 以下まで削減する。
 ・補助金、助成金業務は原則廃止。
 ・地方公営企業は独立採算が原則。

【医療】(2010 年高齢化率 22.0%)
 ・既に 20%近い高齢化率のフランス・スイス
 等並の対 GDP 比 8%とする。賦課方式
 で運営。改革による医療費抑制 (含：メ
 ドック等)

2010 年の姿	1997 年度決算額	1997 年度決算額	2010 年の姿
歳出：GDP 対比 30%	歳出：GDP 対比 40% (202 兆円)	歳入：GDP 対比 40%(202 兆円) 国民負担率 30% (注 1) ▲ (租税 92+保険料 55 = 147 兆円)	歳入：GDP 対比 30% 国民負担率 30%
中央政府：15.0%	中央政府：9.0% (純計：45 兆円)	中央政府：16.0% (80 兆円) (租税 56 兆、国債その他 24 兆)	中央政府：15%
(1)一般歳出：3.8% 警察消防費 0.0 経済協力費 0.2 防衛費 1.0 恩給費 0.2 扶助費(生活保護・老人福祉等) 1.6 教育費 0.0 国土保全及び開発費 0.0 産業経済費 0.0 その他行政経費 0.8 (含：司法、研究助成等) (2)債務利払い：4.4% (内、年金債務利払い 2.0%) (3)年金給付：7.0%	(1)一般歳出：5.4%(27 兆円) 司法警察消防費 0.2 (1) 外交費(経済協力費) 0.2 (1) 防衛費 1.0 (5) 恩給費 0.4 (2) 社会保障関係費 0.4 (2) 教育費 0.6 (3) 国土保全及び開発費 1.4 (7) 産業経済費 0.6 (3) 一般行政費 0.2 (1) その他の歳出 0.4 (2) (2)国債費：3.2(16) (3)剰余金：0.4(2) 社会保障関係費 13 兆円の内、年金・ 医療給付費への国庫負担金 11 兆円は 重複のため除いてあるため、2 兆円を 計上。	(1)国税：11.2% (56 兆円) 所得税 3.8 (19) 相続税・贈与税 0.4 (2) 法人税 2.8 (14) 消費税 1.8 (9) その他税収 2.4 (12) (揮発油税、酒税、たばこ税等) (2)国債発行：3.8% (19) (3)その他収入：1.0% (5) * 地方交付税交付金(18 兆円)及 び国庫支出金(14 兆円)の計 32 兆円は、地方政府歳出に計 上、中央政府からは除いてあ る。	(1)国税：14.4% 個人総合所得税 6.0 (含：相続・贈与所得) 法人税 4.2 消費税(税率 7%) 4.2 * 財・サービスの消費に 係わる税は廃止し、 消費税に一本化 (2)国債発行：0.0% (3)その他収入：0.6%
地方政府：7.0%	地方政府：19.2% (純計：96 兆円)	地方政府：13.4% (67 兆円) (租税 36 兆、地方債その他 31 兆)	地方政府：7.0%
(1)一般歳出：7.0% 一般行政費(含：民生費) 2.0 (主として人件費) 警察消防費 1.0 国土保全及び開発費 1.6 産業経済費 0.0 教育費(人件費 8) 2.4 社会資本整備費は国土保全及び開 発費、教育費(学校建設費等) 民 生費(施設建設費等)等でトータ ル約 11 兆円。 (性質別歳出でみると) (1)人件費 3.6 (2)投資的経費・維持補修費 2.2 (社会資本整備費) (3)物件費 1.2	(1)一般歳出：16.8% (84 兆円) 一般行政費 1.8 (9) 社会保障関係費 (含：扶助費 (6)) 4.0(20) 警察消防費 1.0 (5) 国土保全及び開発費 4.6(23) 産業経済費 1.4 (7) 教育費 3.8(19) その他の歳出 0.2 (1) (2)公債費：2.0(10) (3)差引額：0.4(2) 社会保障関係費 22 兆円の内、年金・ 医療給付費への繰出金 2 兆円は重複の ため除いてあるため、20 兆円を計上。 国への拠出金(1 兆円)は除いてある。	(1)地方税：7.2% (36 兆円) 個人住民税 2.0 (10) 法人住民税 0.6 (3) 法人事業税 1.0 (5) 地方消費税 0.2 (1) 固定資産税 1.8 (9) 都市計画税 0.2 (1) その他税収 1.6 (8) (2)地方債発行：2.8 (14) (3)その他：3.4 (17) (料金手数料・貸付金返済受入収入等) 上記に地方交付税交付金(18 兆 円)及び国庫支出金(14 兆円)を 加えた約 99 兆円が地方の収入と なる。	(1)地方税：6.4% 個人住民税 } 国税と 法人住民税 } 一本化 法人事業税 } 地方消費税(税率 8%) 4.8 * 財・サービスの消費 に係わる税は廃止し、 消費税に一本化 固定資産税 1.6 (2)地方債発行：0.0% (3)その他：0.6%
医療給付：8%	年金給付：7.2% (36 兆円) 医療給付：5.0% (25 兆円) 年金・医療給付には、中央・地方政 府の社会保障関係費からの公費負担 分 13 兆円が含まれる。	社会保険料：11.0% (55 兆円)	社会保険料：8%

この表は政府の将来像、すなわち歳出・
 歳入構造の一つのあり方を示している。今
 回の検討では経済成長率・インフレ率に左
 右されないように全ての歳出・歳入を対 G
 DP 比率で捉えている。

(注 1)1997 年度の国民負担は租税・
 社会保険料の他に、手数料等負担 (中
 央・地方) 約 10 兆円 GDP 対比 2 % 分
 がある。残り 8%が国債・地方債他。

現行の複雑な税制を簡素化するために、
 各種の所得課税、消費課税をそれぞれで
 きるだけ集約・一本化している。

【国税】
 [個人総合所得税]
 ・個人所得税の最高税率 35%。
 ・相続税・贈与税等は個人所得税に統合。
 ・課税最低限は新しい基礎年金夫婦二人
 分 (現在の所得水準で 200 万円) 程度
 にまで引き下げる。

[法人税]
 ・法人税の実効税率 35% (租特廃止)
 [消費税] (地方消費税と合わせて 15%)
 (参考：EU 加盟国標準税率 15%以上)
 ・生活必需品等への軽減税率の適用。
 ・インボイス (税額票) 方式の導入。
 ・免税点を引下げ、簡易課税制度を廃止。
 [その他]
 ・源泉徴収制度の廃止・申告納税制へ
 ・納税者番号制導入

【地方税】
 ・左記はナショナルミニマムに対応する
 地方歳出 GDP 対比 7%に対する歳入
 のあり方を示している。さらに行政サ
 ービス (歳出) を付加する場合は、住
 民の選択・合意に基づき、付加的な負
 担を求める。
 ・財政格差が小さい地方消費税を基幹税
 とする。
 ・地方に一部課税自主権を付与 (固定資
 産税)。
 ・地方交付税交付金は廃止する。300 程
 度への市町村合併を行なうとともに、
 広域ブロック内でのある程度の財政調
 整を想定。
 ・国と地方の役割を純化し、国庫支出金
 等を廃止する。

【社会保険料】
 ・公的年金は税を財源とし、医療のみ社
 会保険料で行なう。

国民負担率は租税と社会保険料の合計の対 GDP 比。1997 年度 GDP = 500 兆円で試算。
 内の中央政府と地方政府合計は連結決算。なお、提示した数値については四捨五入のため合計が合わない場合がある。